

1. (1) ②りのうち、「1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
388.350	582.525	1,359.224

ただし、東九州自動車道と接続する日以降の」を削る。

1. (1) ⑤ロのうち、「第13条第1項第6号」を「第13条第1項第7号」に改める。

1. (2) ①ロ(ニ)を削る。

1. (2) ②ロ(イ)のうち、「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

1. (2) ⑤イの表中、「九州縦貫自動車道鹿児島線と椎田道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合(東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。))」、「東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の行橋インターチェンジを経由し連続して通行する場合(東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。))」及び「椎田道路と宇佐別府道路を、宇佐別府道路の宇佐インターチェンジを経由し連続して通行する場合(東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。))」の各項を削り、「椎田道路と宇佐別府道路を、椎田道路の椎田南インターチェンジと宇佐別府道路の宇佐インターチェンジ(椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を経由し連続して通行する場合(東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの区間が供用する日から東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。))」を「東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の豊前インターチェンジと椎田道路の椎田南インターチェンジを経由し連続して通行する場合(東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから豊前インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。))」に改める。

1. (2) ⑥ハを削る。

1. (2) ⑦イのうち、「及び平成26年4月28日」及び「東九州自動車道と接続する日以降の」を削る。

1. (2) ⑦ロ(イ)のうち、「(平成26年4月1日から平成26年6月30日までの割引率は50パーセント)」を削る。

1. (2) ⑦ロ(ロ)のうち、「(ただし、平成26年4月1日から平成26年6月30日までは50)」を削る。

1. (2) のうち、⑳を㉑とし、㉑のうち「㉑」を「㉒」、「㉓」を「㉔」、「㉔」を「㉕」、「㉕」を「㉖」、「㉖」を「㉗」に改め、これを㉑とし、㉑から㉒までを1ずつ繰り下げ、㉑の次に次のとおり加える。

#### ㉑ 近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引

##### イ 割引をする自動車

近畿自動車道天理吹田線の天理インターチェンジ又は大和まほろばスマートインターチェンジと郡山下ツ道ジャンクション相互間を通行するETC車。

##### ロ 割引適用後の料金の額

次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を

行った額とする。

インターチェンジ等相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
天理インターチェンジから郡山下ツ道ジャンクションまで	225.572	244.464	263.357	305.866	409.776
郡山下ツ道ジャンクションから大和まほろばスマートインターチェンジまで	213.764	229.704	245.645	281.512	369.186

ハ 適用する期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

2. のうち、「平成62年8月27日」を「平成72年6月22日」に改める。

別添5の一般国道10号(宇佐別府道路)のうち、東九州自動車道と接続する日の前日までの表及び「東九州自動車道と接続する日から」を削る。

別添5の京都府道路公社が管理する道路(丹波綾部道路)のうち、「瑞穂」を「京丹波みずほ」に改める。

別添6のうち、「(東九州自動車道と接続する日以降とする。)」を削り、「一般国道10号(椎田道路)(東九州自動車道と接続する日の前日までとする。)」の項を削る。

別添7を次のとおりに改める。

別添 7

割引相互間の重複適用関係

	マイレージ															
大口	×	大口														
前納	×	×	前納													
深夜	○	○	○	深夜												
休日	○	○	○	×	休日											
近乗	○	○	○	○	×	近乗										
近特	○	○	○	○	×	×	近特									
阪連	○	○	○	○	×	×	×	阪連								
京阪連	○	○	○	○	×	×	×	×	京阪連							
ネット	○	○	○	○	○	×	×	×	×	ネット						
京阪特	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	京阪特					
三線	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	三線				
沖特	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	沖特			
障割	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	障割		
路バス	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス

(1) 重複適用の有無

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「休日」、「近乗」、「近特」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「京阪特」、「三線」、「沖特」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引